

令 和 6 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 1 回 臨 時 会 1 月 3 1 日 開 会
1 月 3 1 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 1 月 31 日 (水曜日)

第 1 回大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

令和6年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和6年1月31日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 岡部雅人君

議事日程 第1号

令和6年1月31日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第1号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第2号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会にご出席をいただき、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番伊藤貴之議員、3番須藤敏彦議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第1号 大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第1号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、挨拶と併せて提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

挨拶に入ります前に、このたびの元旦に発生をいたしました能登半島地震で被災されました皆様方に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。大蔵村も自然災害の多い村として、人ごとではないというふうに思っております。そういったことから、県の提案による災害ボランティアに若手の職員を派遣をしたところがありました。今後も長期戦となる復旧、復興だというふうに思いますけれども、状況に応じて義援金や物資、そして職員

派遣を継続してまいりたいというふうに思っております。

さて、暦の上では1月も本日で終了するわけであります。2月4日には立春を迎えようとしておりますが、まさに暦どおりに春が近づいているような、そういった今日この頃であります。しかし本来の2月は雪の量が一番増える時期なので、まだまだ安心しないで、雪の被害や雪による人身事故などが起きないように、見回りあるいは予防対策など、役場の仕事を徹底しているつもりでございます。

本日の審議事項は、1点目として村手数料条例の一部改正と、2点目としては補正予算であります。地域活性化支援事業補助金と物価高騰対応重点支援給付金を主なものとする案件であります。今後も国の動向を注視しながら、いち早く村民にその恩恵が届く対応をしてまいりますので、議員の皆様方の御指導、御協力を切にお願いを申し上げ、臨時議会開会に当たっての挨拶といたします。本日の出席、いろんな事業が今までございました。本当にお疲れさまでございました。また今日2つの案件、よろしく御審議お願いを申し上げます。終わります。

自席に戻って提案理由を申し上げます。

議第1号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、戸籍法の一部改正に伴い、大蔵村手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第1号大蔵村手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村手数料条例の一部を改正する条例。

大蔵村手数料条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別添の概要資料を御覧ください。

1 改正の目的・背景です。

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、大蔵村手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

改正の概要。

（1）今まで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区

町村窓口においても可能となります。これを広域交付と呼びます。

広域交付に伴い文言の修正を行いまして、広域交付に係る手数料は現在の戸籍謄本等の交付手数料と同額、戸籍は450円、除籍は750円とします。

(2) 他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別番号）の発行が始まります。

戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円です。

(3) 届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付または閲覧が可能となります。

その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額で、交付は1通につき350円、閲覧も1件につき350円とします。

施行期日は、令和6年3月1日です。

議案書の最後のページを御覧ください。

附則から読み上げます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村手数料条例の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年1月31日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 手数料というよりも戸籍法の改正なんですけれども、今まで本籍地でないと戸籍が取れなかつたんですが、今回ここにあるように、本籍地が別なところにあっても取れるということですね。ということは、例えば、私は戸籍は大蔵村にあるんですが、例えば別なところにあって、大蔵村に住所だけある場合は、住所地である大蔵村で別なところの本籍地が取れるということだと思うんですが、相続なんかでよく生まれたときの戸籍まで遡るとあ

るわけですが、そうすると戸籍があちこちにある場合、現住所地で、亡くなった方は除籍されているんでしようけれども、そこで生まれたときの戸籍まで遡れるということは違うんでしょうかね。現在の戸籍だけでしょうか。その辺分かりますか。

○議長（海藤邦夫君） 住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 邵っては基本取れます。ただ、広域交付に関しては代理で取ることができんので、取れる範囲というのがありますので、そこら辺を加味していただいて取れるか取れないかという判断になります。ただ、自分が取れる範囲であれば取ることは可能です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） だとすると、相続の場合だと自分になるのかな、親の、亡くなった方の戸籍を子供が取る場合は、代理ということになるんでしょうかね。回答してもらって。

○議長（海藤邦夫君） 住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） それに関してはこれまでと同じで、直系であれば大丈夫ですので、そういう対応になります。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第2号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第2号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3,180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,330万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきまして

は「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第2号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,330万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正。これは追加になります。

2款総務費1項総務管理費、事業名が地域活性化支援事業でございます。金額は2,169万2,000円でございます。

10ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,785万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらのほうは、国の補正予算に伴いまして行うものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金395万円。

次のページをお開きください。

歳出となります。

2款総務費1項総務管理費8目地域振興費2,169万円2,000円。

13目庁舎建設費15万5,000円の減。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費926万3,000円。

10款教育費1項教育総務費3目スクールバス運行管理費100万円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年1月31日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 10款の教育費、10の1の3の10の需用費、修繕料の金額に関してですけれども、これ、具体的にどういう修繕をしたのかというのをちょっと聞きたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、4号車柳渕線のスクールバスの修理になります。1月10日、走行中に、自動変速で走行する際に油圧をコントロールする部品に不具合が生じ、ギア操作ができなくなり走行不能となつたために、修理させていただくものとなっております。

部品につきましては、ギアが自動で変わるための油圧コントロールするためのバルブボディーというものが正常に動作しなくなつたため、それらに係る部品を交換したものになります。
以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） これ4号車というのは何年ぐらい、老朽化が原因だと思うんですけども、これ大体何年ぐらいになったんですか。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 4号車につきましては、平成28年以降なので8年目になります。走行距離については132万キロほどになりまして、この部品につきましては、保証期間が5年、10万キロ以内となっておりまして、現在は8年目を迎え、132万キロという、13万、すみません、13万キロで保証外であるため、このような修理となつております。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） ちょっと話を聞いていると、いきなり操作できなくなつたみたいな話なので、ちょっと危ないと思うんですよ。だから、これ4号車ということは、1、2、3とあるはずで、それもやっぱり10万キロ以上になって耐用年数も過ぎていると思うので、これ少し点検して、何かひょっとしたことがあったらというのがないように点検していただければと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議員さんのおっしゃるとおり、安全に関しては十分に注意してまいりたいと思います。法定定期点検も計画的に実施しておりますが、このように予測できないような修理もございますので、なお一層注意をしてまいりたいと思います。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 13ページです。13ページの7節報償費、この減額の理由、そして内容をお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらの減額でございますけれども、庁舎の建設の推進委員会のほうを開催するというふうな計画でございましたが、今回は、今年度につきましてはその必要性がなかったということで、全額減額しております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 今回開催しないということですけれども、まだこの推進委員会としては解散していないわけですよね。これは庁舎完成までその会を維持するのか、その辺の時期というのはどういうふうになっておりますか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、今後まだ存続させていきたいと考えております。これから庁舎の基本設計なり実施設計なり入っていきますので、そちらのほうをある程度折を見て開催していきたいというふうに、来年度ですね、開催していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） よろしくお願いします。

これ参考までです。12ページの8目ですか、地域振興費。これ補正額が2,169万2,000円になって、そのうちで国庫支出金が1,858万7,000円で、一般財源、村、310万5,000円となっていますけれども、この補助事業だと思うんですけれども、そういう補助事業の負担の割合、それは大体今だったら6分の1になっていますけれども、大体そのような状態で6分の1の負担ぐら

い、村で負担する分になるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、基本的には国のはうが支出、全額支出といふことでございますが、このたび村のはうでもそれに上乗せして商品券等を配りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） それでは、これは特別で、村のはうでもそれでは補助しなければならないということで、特別の支出ということになるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、さきほども1世帯当たり2万円を配るということでございます。ただ、国のはうの交付金の算定上は1万7,000円ということで、村のはうでもやはりここは物価高騰ということで、その分3,000円を上乗せして交付したいというふうに考えて予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） これは本当に大切なことだと思うんです。有効なお金の使い道だと思います。これを非常事態の場合はやはりそういうことを村でも考えて、国から来たやつをただ分配するんじゃなく、村でも補助するような使い道を、今回はいいことだと思います。一言、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今の件で、12月議会で私質問したときは繰越明許になるかどうか分からぬということだったんですが、今回国のはうも認めてくれたということで2,000万円ちょっとで、これは1世帯2万円ということですかね。

あと、これ時期、来年度予算になるわけなので今の段階で言えないかもしれません、なるだけ早くというふうには考えていると思うんですが、時期的にはいつ頃を想定して繰り越したんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） その時期につきましては、こちらのはうの事務が整い次第発送したいというふうに考えていまして、できれば3月中、もし間に合わなければ4月の上旬にはお

配りしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 3月中にするとすれば、繰越しにする必要あるんですかね。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、商品券を使った時点で、その後商工会さんのはうから請求ということになりますので、3月に配ってもその商品券が実質こちらのはうでお支払いするのは4月以降になるかということで、繰越明許費ということにさせていただいているところでございます。それで大体、使用期間は大体6か月ぐらいを考えているところでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 今の件で関連ですけれども、やはり商工会を通しての商品券ということで、合海地区のはうにも今度ニコットができたわけです。それで、そちらのはうでもちょっと使えないのかなということもちょっと出てきておりますので、その辺は今後少し検討していただけないかと。あくまでもやはり村の業者を維持ということで、育てることもありますけれども、必要性がやはりニコットのはうもあったらしいということで、私ちょっと直接受けています。ほかの地域でそういうこともあるもんですから、やはりぜひ検討していく余地はあるんじゃないかと。やはりだんだん時代の波に合ったようなこともやっていかないと、やはりもらったけれどもどうやって使ったらいだらうという人も中にはいます。灯油だけに使うとかこともありますので、何か今後少しそういうことも含めて考えていただけるような施策を練っていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 大変貴重な意見ありがとうございます。

今後も事業につきましてはいろいろなことを参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 今、斎藤議員の質問にちょっと関連することなんですけれども、以前、

灯油に換えられる 2 万円の補助のあれがあったんですけども、その使い道なんですかけども、あれは農協、私は農協なんですかけども、農協の購買未収金というのがあって、それには使えません。使えない俺思っていたら、書いてありました。じゃあいつ使うんですかと聞いたら、直接買物に来たらそれはそれで使ってもいいと。でも我々はメーターセールスで、タンクに予備があったら入れていくわけです。それを請求書来るわけです。それを持って購買に行ったら、それは使えませんと。いつ使えばいいんですかとなつたわけですよ。皆さん。

○議長（海藤邦夫君） いいですか。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、今までほかの業者さんも含めて使用していただいたと思うんですけども、ちょっと農協さんのほうとお話をちょっとお伺いして検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○4番（佐藤 勝君） もう期限があまりないんです。多分無駄にする人が多いと思います。だから村のはもう発行しても意味がないと思うので、その辺まで考えてやってもらいたいと考えます。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 期限が近いところでございますけれども、いろいろとまた農協さんのはうとお話ししまして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時29分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員